コスモスだより

コスモス法律事務所
●住　所
〒860-0081
熊本県熊本市中央区京町本丁8番28号
●電話番号
096-351-8585
●FAX
096-351-8595

明けましておめでとうございます。

昨年末の衆議院選挙では自民党の大勝、民主党の惨敗という結果となりましたが、憲法改正を主張する政治家が多くなっていることを危惧しています。第二次世界大戦後の平和や個人の人権を護る社会は日本国憲法によるものです。日本国憲法を「改正」しようという勢力に対しては断固反対をしていきたいと思います。

本年もよろしくお願いします。

２０１３年１月
コスモス法律事務所
弁護士・事務局一同

アラブの春
アラブで革命が続いている。だが一本道ではなさそうだ。行きつもどりつしながら進むのだろうか。
写真提供：北岡秀郎

遺言の勧め

弁護士　塩　田　直　司

遺言書なんてまだ早いと思っている方は多いと思います。人の終焉は何時訪れるかはわかりませんので、残された相続人が困らないようにしておくべきですし、一方遺言書は何度でも書き直すことができます。ですから、遺言書の作成について決して早すぎるということはないと思います。

民法において、相続は、まず子どもが１順位として法定相続となり（但し、相続開始前に子どもが死亡しているときには孫が相続人になります。これを代襲相続と呼びます）、子どもがいない場合は親などの直系尊属が、直系尊属がいない場合には、兄弟姉妹が相続人となります。また配偶者は常に相続人とされ、他に相続人がいる場合は同順位とされています。そして、配偶者の相続分は、子と配偶者の場合には２分の１、直系尊属と配偶者の場合には３分の２、兄弟姉妹と配偶者の場合には４分の３とされています。

しかし、この法定相続は、法によって画一的に定められているため、すべての家庭事情に合致した結果を導けるとは限りません。遺言は、こうした法定相続を遺言者の意思によって変更するものであり、遺言者が残した相続財産の処分を、遺言者自身の最終の意思表示に委ねるものです。

遺言の方式は、普通方式と特別方式の二つに大きく分けられます。特別方式は特別な事情があって普通方式による遺言ができない場合に利用する方式です。

普通方式の遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の３つがあります。自筆証書遺言というのは、遺言者が自分で、遺言の全文、日付を自書し、署名、押印をすることによって作成する遺言書です。要件は非常に厳格で、ワープロで作成したり、年月日まで特定できる日付けの記入のない遺言は無効な遺言書となってしまいます。公正証書遺言は、遺言者本人の口述に基づき、公証人が遺言書を作成する方法です。公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者および２人の証人に読み聞かせ、または閲覧させます。その筆記が正確なことを承認した後、遺言者・証人がそれぞれ署名、押印し、さらに公証人が方式に従って作成した旨を付記して署名押印して作成されます。費用がかかりますが、完全な遺言書を作成できます。秘密証書遺言は、遺言の内容は秘密にして遺言書を作成する方法です。遺言者が遺言書に署名、押印し、その遺言書を封じ、遺言書に押印した印章で封印します。それを公証人１人および証人２人の前に提出して、自己の遺言書である旨および住所・氏名を申述します。さらに公証人がその日付および申述を封紙に記載した後、公証人・遺言者・証人が各自署名・押印することによって作成します。

遺言は相続財産を処分する最後の意思表示といえますが、その処分を無制限に認めてしまうと、例えば、残された家族が住む家を失ったり、生活もできなくなるという事態も考えられ、あまりにも相続人に不利益な事態が生じることが考えられます。そこで、民法は遺産の一定割合の取得を相続人に保証する遺留分という制度が規定して、その範囲で遺言の自由を制限しています。遺留分は直系尊属のみが相続人の場合には３分の１、それ以外の場合には２分の１とされていますが、兄弟姉妹には認められていません。

遺言書は、遺産をどう分けるかで、残された相続人間で争いの起こることを防止する意味があります。しかし、遺留分を無視した形式の遺言書を作成してしまうとやはり相続人間で訴訟まで発展することが多々見受けられます。遺言書を作成する場合にも遺留分に配慮した形式のものにすることが必要だと思います。

どのような遺言書にしたら、相続人間の争いをより防げるか、事前のご相談が必要かと思います。

「昨年一年を振り返って」

弁護士　後　藤　隆　信

１．仕事のこと

今年１年やってきた仕事の中で、印象に残るものを述べていきます。

＊事件の種類

交通事故・相続関連の仕事が多いです。

相続（遺産分割）の仕事をやって感じるのは、大きな争いではない（と第三者には感じる）にもかかわらず、当事者にとっては大きな問題であり、譲歩できない、という事案が多いということです。

また、成年後見人に就任するケーが増えました。「医療同意」に関して、医療機関と後見人側の認識に差がある、とよく言われておりますが、私の事件でもありました。私の事件では医療機関が融通（？）を効かせてくれましたが、この点については立法的解決（または解釈の変更・統一）等により、現場の混乱が収束できれば、と思います

証券関連の事件も手掛けました。被害者が訴訟により被害を回復するのは容易なことではありません。

＊債務整理案件の減少

当たり前ですが、毎年減少していきます。

不思議なのは、東京の債務整理専門事務所が頻繁に熊本に出張相談にやってくることです。やってくるということは、相応の需要があるということでしょうが、どこに需要があるのか、よく理解できません。

＊ＡＤＲに関する考察

某機関の交通事故の示談のあっせんを１件しました。過去に他のＡＤＲを利用したこともありますが、そうした経験から感じることは、ＡＤＲは、示談のあっせん等を担当する方の能力・意向次第で、その効果は全く別物になるということです（一般の訴訟でも同じと言えば同じことですが。）。

そうした差は、マニュアル・研修等によりフラットにすることは困難だと思います。よって、手続を利用する側は、それを十分認識した上で利用すべきであり、安易な考えで手続きを進めることは危険ということです。

＊弁護士会のあり方

弁護士会総会において、毎回のごとくテーマにとりあげられているのは法律相談センターの運営です。

運営コストに効果が見合わない等言われております。

弁護士会総会において「法律相談センター存在の目的はそもそもなんぞや」という質問がでましたが、まずその点から立ち返り、相応のコストを強いられても現状の運営を継続すべきかどうか判断すべき岐路にあるのでは、と思います。

＊小括

ここ半年くらいで受任事件減少の傾向がでてきています。今後回復することを祈るばかりです。

２　ゴルフ

初めてから１年４カ月になりますが、ちっともうまくなりません。費やす時間とお金の無駄では（？）と思うこの頃であります。

３　いぼコロリ

１か月以上指にできた「いぼ」が消えない状態が続きました。こうしたことは生まれて初めての経験です。

そこで、生まれて初めて「いぼコロリ」を使用しました。

数回患部に塗布すると、２～３段階にわたり、いぼが「ぼろり」とはがれ、完治することができました。効果覿面です

家事事件に関する新しい法律 ～家事事件手続法

弁護士 矢 澤 利 典

１．家事事件の理念及び手続

夫婦や親子関係、遺産相続の問題などの家庭に関する事件は、親族間の感情的対立が背景にあったり、個人のプライバシー問題が存在し、裁判所による後見的な関与が要請されます。そこで、家庭に関する事件については、家庭裁判所において、非公開の手続で、親族間の円満な解決を図るために、職権主義の下で具体的妥当性を図りながら処理されます。

家事事件の手続には、家事調停（話し合い）手続と家事審判（裁判所による判断）手続とに分けられますが、①成年後見、相続放棄、遺言書の検認など、公益性が強く当事者が対立して争う性質の事件ではなく家庭裁判所が後見的に関与する事件については、いきなり審判手続から行われ,②その他（離婚や認知など人事訴訟の対象となる事件、親権者の指定、養育料の請求、相続人の廃除、遺産分割など）については、まず家事調停にかけられ、話し合いによる自主的な解決を目指すことになります。

家事調停が不成立の場合、一定の場合には審判手続に移行して 審判が下されますし、当事者の提訴により人事訴訟手続に移行する場合もあります。

そして、家事調停と家事審判について、従来規律してきた法律が、戦後間もない昭和２２年に制定された家事審判法でした。

２．家事事件手続法の制定

しかし、制定から半世紀以上が経過し、社会の仕組みの変化や社会の要請に伴い、当事者等の手続保障を充実させ、また、手続を利用しやすくするという観点から、現代社会に適合した新たな法律が制定されることになりました。

それが、家事事件手続法です。施行日は平成２５年１月１日とされ、同日以降に申し立てられた手続に入った事件について適用されます。

３．家事事件手続法の内容

(1)手続の概要

ア　まず、代理に関して、法定代理人や手続代理人の権限の範囲が明確にされたほか、裁判所が職権で弁護士を代理人に選任する手続も整備されました。

　また、不服申立の手続において当事者等に反論の機会を保障する手続も整備されました。

イ　従前は記録の開示は裁判所の裁量とされてきましたが、新しい法律では、プライバシー配慮による例外を除き、原則として開示されることになり、不意打ち防止などによる手続の充実化が図られることになりました。ただ、この点については無用な感情の対立を招く恐れもあるため、慎重な運用が求められます。さらに、主張・立証の期限や審判をする日を定めることにするなど、当事者の予測可能性を確保する制度も定められました。

ウ　電話会議やテレビ会議システムが導入され、当事者の負担軽減が図られています。

(2)新しい法律ですから、どのように運営されるか当事者（代理人）のみならず裁判所も暫くは試行錯誤を重ねてゆくことになると思いますが、ハード面での整備が終わり、より利用しやすく、より解決能力の高い手続となってゆくことが大いに期待されるところです。

寄稿 チッソ100年に思う…国策会社の運命

北岡秀郎

昨年は、水俣病を引き起こした企業・チッソの１００年ということで「社史」が発刊されたり式典が行われたりした。その社史によれば、後半５０年をチッソは「受難の時代」と位置づけた。水俣病問題に関して補償をさせられ続けた「受難」というわけだ。水俣病を引き起こし、刑事訴訟でもあるいは民事でも責任を認められ、加害者としての立場が確定したチッソが「受難」という錯倒した発想には驚くばかりだが、前半の５０年はどうだろうか。

熊本・鹿児島の県境で産声をあげたチッソが朝鮮半島・興南工場をはじめ日本の軍需工場として、日本の中国進出政策に乗って中国各地へと進出していった。海南島への進出は良く知られているが、筆者は、かつてシンガポールにおいてチッソの進出を確認したことを覚えている。軍国主義のアジア大陸進出は経済進出と抱合せで行われてきた。

アジアを股にかけた進出劇は、日本の敗戦とともに終りをつげたが、その直後には化学肥料会社として国の予算の傾斜配分を受けて復活を果たした。すなわち水俣病以前の５０年は国丸抱えの国策会社として存在してきた。

後半の５０年、チッソと国の関係は変わったのだろうか。私は、基本的には変わらなかったのではないかと思っている。予算の傾斜配分もそうだが、その後の経済高度成長期に水俣工場をスクラップして五井に石油化学コンビナートを建設するなど、チッソが果たした役割は国の成長政策の先頭を走っている。確かに旧財閥系と違って金融資本にはハンデイを持っていたが、それを感じさせないくらいに存在感を示した。その過程で水俣病を引き起こしたのだが、原因究明の時期から救済の時期に至るまで国の庇護のもとにあったと言える。多くの化学製品の中間原料となるアセトアルデヒド生産の終了を待って国が水俣病がチッソの公害病であったことを公式に認めるなどは、その典型的な例に過ぎない。

この間、四度にわたる大型訴訟をはじめとする救済を求める患者の闘いは、各種の患者救済措置をつくりだしてきた。その救済措置の殆どに国は直接間接に資金の投入を行っている。チッソは水俣病患者を大量に発生させたが、その設備投資や販売は国の資金投入なしにはできなかったし、発生させた患者の救済も国の介入なしにはできなかった。チッソは１００年を機に、新チッソに衣替えをし、ペーパーの上では加害企業としてのチッソを消滅させようとしている。この衣替えにさえも国が離れがたく絡んでいる。水俣病特措法のことだ。
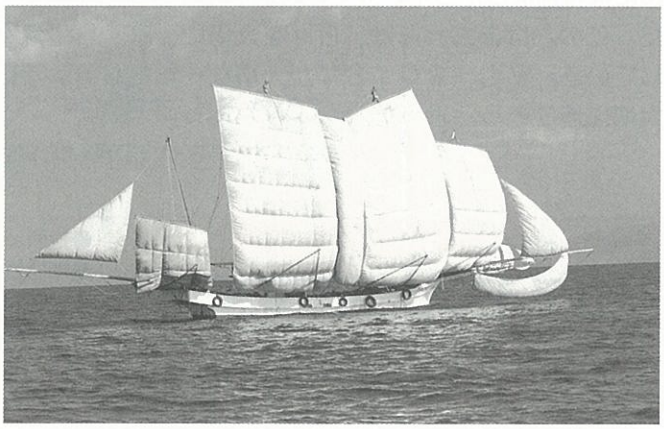
それでは今後はどうか。水俣病５０年の患者の闘いはチッソと国が絡み合って水俣病を発生させたことを暴き出してきた。その結果は、チッソがどうあがこうと患者が存在する限りチッソは加害企業としての立場から逃げることはできないだろう。国が、国であることを逃げられないのと同じことだ。絡み合って作り上げた「水俣病」という結果から、片方だけが逃げ出すようなことがあれば、それは「もう片方が逃がした」ということになるからだ。